

指定管理者選定評価委員会審査結果

1 対象施設

(1) 施設名称及び所在	青森市民体育館	青森市合浦二丁目9番1号
	青森市民室内プール	青森市合浦二丁目9番10号
	青森市営野球場	青森市合浦二丁目14番53号
	青森市営庭球場	青森市合浦二丁目14番54号
	青森市屋内グラウンド	青森市大字浜田字豊田123番地6
	青森市スポーツ会館	青森市合浦一丁目13番1号
	青森市スポーツ広場	青森市大字大矢沢字野田87番地4

2 選定方法

(1) 選定基準及び配点

選定基準		配点
1 管理運営全般について(20点)		
管理運営方針	・施設の設置目的に合致しているか ・市の求めに柔軟に対応できるか ・意欲、熱意はあるか	10点
施設管理業務の実績	・同種・同規模の施設管理業務実績があるか	5点
地域や関係団体との連携	・交流、協力に対し積極的か ・具体性があるか	5点
2 管理について(50点)		
地域貢献への配慮	・市内在住者の雇用について配慮があるか ・地域の経済活動への貢献について配慮があるか	10点
職員等の配置計画	・適正な配置がなされているか ・体育施設管理の経験者はいるか ・障害者雇用について配慮されているか	10点
職員等の研修計画	・職員の育成に方向性があるか ・内容及び回数は適切か	5点
施設管理計画	・管理保守点検業務が適切に行われるか	10点
防犯、防災、緊急時の対応に関する取組み	・的確な対応であるか ・事故防止に向けて取り組んでいるか	5点
個人情報の保護計画	・個人情報保護の業務員への周知方法が適切か ・具体的な保護策を講じ、内容が適切か	5点
環境保全、負荷低減への取組み	・環境保全の業務員への周知方法が適切か ・具体的な取組み案があり、内容が適切か	5点
3 運営について(40点)		
市民の平等な利用を確保するための方針	・平等な利用確保の方針は明確か ・障害者等への対応は十分か	5点
利用者等の要望の把握と反映方法	・要望を運営に反映する工夫がされているか ・現実的な手法であるか	5点
サービス向上の対策	・使用者に対するサービス向上が見込まれるか ・苦情処理の体制は明確か ・定期的な自己評価を行うか	10点
来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業	・利用促進策は具体的であり実現可能か ・イベントの継続性があるか	20点
4 効率性について(40点)		
収支計画	・経費の額が妥当であるか ・経費の縮減等に係る方策が工夫されているか	40点

( 2 ) 採点基準

個別項目採点基準 ( 1 , 2 , 3 共通 )

配点	
20点	
15点	
10点	
5点	

効率性についての採点基準 ( 4 )

提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行います。

( 3 ) 選定評価委員

委員長	工藤 清泰	市長公室理事
副委員長	鈴木 裕司	総務部次長
委員	今村 貴宏	健康福祉部次長
委員	森 宏之	青森短期大学教授
委員	西村 晴夫	東北税理士会青森支部税理士

( 4 ) 選定評価委員会開催日

平成 2 4 年 1 0 月 1 8 日 ( 木 ) 書類審査

### 3 審査結果（評価点数）

選定基準		配点	A者	候補者
1	管理運営方針	10点	7.40	7.40
	施設管理業務の実績	5点	5.00	4.00
	地域や関係団体との連携	5点	4.40	4.20
2	地域貢献への配慮	10点	8.60	8.20
	職員等の配置計画	10点	8.40	7.40
	職員等の研修計画	5点	3.80	4.40
	施設管理計画	10点	7.40	7.80
	防犯、防災、緊急時の対応に関する取組み	5点	4.20	4.00
	個人情報の保護計画	5点	3.80	4.00
	環境保全、負荷低減への取組み	5点	4.00	3.40
3	市民の平等な使用を確保するための方針	5点	3.60	3.60
	利用者等の要望等の把握と反映方法	5点	3.60	3.80
	サービス向上の対策	10点	7.60	7.40
	来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業	20点	15.80	16.00
4	収支計画	40点	32.97	40.00
合計点		150点	120.57	125.60

### 4 指定管理者候補者

名称 スポーツネット青森  
 住所 青森市新町二丁目5-1  
 代表者 株式会社 角弘 代表取締役社長 小田桐 健藏

### 5 指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

### 6 選定した理由

- ・応募資格を満たしていること
- ・最低得点（79点）を上回る点数（125.60点）を獲得していること
- ・応募団体の中で最高点であること
- ・選定基準の各項目において、指定管理者としての要件を具備していること